

納 税 対 応 状 況 申 出 書

年 月 日

様

補助事業者等名 \_\_\_\_\_ 印  
 事業実施主体名 \_\_\_\_\_ 印

納 税 対 応 ( 予 定 )		該 当 項 目
1	免 税 事 業 者	
2	簡易課税制度適用者	
3	一 般 事 業 者	
	(1) 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上	
	(2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	(ア) 課 税 売 上 対 応	
	(イ) 共 通 売 上 対 応	
	(ウ) 非 課 税 売 上 対 応	
4	公共法人等で特定収入割合5%を	越 え る
		以 下

注1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。

ただし、申請時に3及び4に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（3のうち（2）のイの（ウ）以外の者を除く。）すること。

2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。

3 1又は2に該当する以外の者が4の「特定収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。

4 補助事業者等が事業実施主体の場合にあつては、「事業実施主体名 \_\_\_\_\_ 印」の記載は不要。

5 補助事業者等と事業実施主体が異なる場合（間接補助金の場合）にあつては、各事業実施主体ごとに作成すること。この場合、「補助事業者名 \_\_\_\_\_ 印」欄は補助事業者等名のみを記載すること。

別記第2号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日に申請のあったアイヌ農林漁業対策事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

〇〇総合振興局長（振興局長） 印

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限等は、次のとおりです。

事業名 (地区名)	区 分		事業種目	補助対象経費	補助金の額	完了期限
アイヌ農林漁業対策事業 ( )	整備事業	事業費	農林業生産基盤整備事業	円	円	年 月 日
			農林漁業経営近代化施設整備事業			
		特認事業				
		附帯事務費				
	推進事業	事業費	農林業生産基盤整備事業			年 月 日
			農林漁業経営近代化施設整備事業			
			特認事業			
		推進事務費				
合 計						

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、特定地域経営支援対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月30日付け3経営第3157号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、特定地域経営支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22経営第7200号農林水産省経営局長通知）、特定地域経営支援対策事業における対象事業事務等の取扱い（平成23年4月1日付け22経営第7201号農林水産省経営局長通知。以下「特定地域事務等の取扱い」と

- いう。)、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)及び北海道アイヌ農林漁業対策事業実施要領(平成14年3月29日付け農振第1318号北海道農政部長通知。以下「道要領」という。)の定め並びにこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 整備事業と推進事業の経費の相互間における流用をしてはなりません。
  - 4 次に掲げる補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長等の承認を受けなければなりません。
    - (1) 事業費と附帯事務費の経費の相互間の流用
    - (2) 事業費のうち、農林業生産基盤整備事業、農林漁業経営近代化施設整備事業及び特認事業の経費の相互間の流用
  - 5 次に掲げる補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長等の承認を受けなければなりません。
    - (1) 事業実施主体の変更
    - (2) 事業種目の新設又は廃止
    - (3) 事業種目ごとに施行箇所又は設置場所の変更
    - (4) 事業種目ごとに事業量の30パーセントを超える変更
    - (5) 事業種目ごとに主要工事の内容の変更、施設の主要構造及び主要機能の変更並びに機種等の変更
    - (6) 補助金の額の合計額が増額となる変更
  - 6 補助事業を中止し、又は廃止する場合は総合振興局長等の承認を受けなければなりません。
  - 7 補助事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき若しくは補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに総合振興局長等に報告してその指示を受けなければなりません。
  - 8 補助金の交付の決定があった年度の第3・四半期の末日現在における補助事業の実施に関して、道要領別記第4号様式の補助事業実施状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに総合振興局長等に提出しなければなりません。
  - 9 前項の報告のほか、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長等に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
  - 10 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
  - 11 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びにこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
  - 12 補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
  - 13 補助事業に係る建設工事の完成又は機械器具の導入が完了したときは、速やかに竣功届(特定地域事務等の取扱い別記様式第4号)を総合振興局長等に提出しなければなりません。
  - 14 補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月5日のうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を総合振興局長等に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も同様とします。
  - 15 補助事業等実績報告書を提出するに当たって、納税対応状況申出書を提出した事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
  - 16 補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額(実績報告において、前項により減額した事業実施主体についてはその金額が減じた額を上回る部分の金額)を道要領別記第6号様式の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに総合振興局長等に報告するとともに、総合振興局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年の6月10日までに、同様式により総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

- 17 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 18 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した補助事業等実績報告書を総合振興局長等に提出しなければなりません。
- 19 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 20 取得財産等（道要領20に規定するものに限る。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、あらかじめ総合振興局長等の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により総合振興局長等の補助金の交付の決定をもって総合振興局長等の承認があったものとします。
  - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
  - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 21 前項の総合振興局長等の承認を受けた場合において、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 22 前項に定める場合を除くほか、取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 23 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該補助事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械器具、仮設物、材料等の物件）が生じたときは、遅滞なく品目、数量及び取得価格を総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 24 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければなりません。ただし、取得財産等で、処分制限期間を経過しない場合においては、国要綱別記様式第9号の財産管理台帳及び特定地域事務等の取扱い第4に定める関係書類を整備保管しなければなりません。

なお、この場合において作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳その他関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 25 補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、国要綱別記様式第10号の補助金調書を作成しておかなければなりません。
- 26 補助事業者は、この補助金を間接補助金として事業実施主体に補助する場合には、補助金の交付決定に当たり、前項を除き、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書等の提出等期限は、適宜変更して差し支えないものとします。

なお、この場合において、「総合振興局長等」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとします。
- 27 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。
- 28 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取

り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業の遂行に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長等の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供したとき。
  - (5) (1)から(4)に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 29 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を北海道に納付しなければなりません。
- 30 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 31 第9項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注1 第1項の表は次の順により、適宜改めて使用すること。

- (1) 補助対象事業が整備事業又は推進事業のいずれかの場合は、不要な事業の表を削除するとともに、第3項を削除すること。
  - (2) 補助対象事業が事業費のみの場合は、附帯事務費及び推進事務費の表を削除するとともに、第4項の(1)を削除すること。
  - (3) 補助対象事業が農林業生産基盤整備事業、農林漁業経営近代化施設整備事業又は特認事業のいずれかの場合は、不要な事業の表を削除するとともに、第4項の(2)を削除すること。
  - (4) 補助対象事業の事業種目が1種目の場合は、当該種目のみの表とし、第5項の(3)から(5)までの号中「事業種目ごとに」を削り、同項の(6)の号中「の合計額」を削ること。
- 2 補助事業者が、補助金等の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、第15項及び第16項を削除すること。
- 3 補助事業者が、この補助金を間接補助金として事業実施主体に補助する場合には、次の条件を付けること。
- (1) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとします。
  - (2) 前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（国要綱別記様式第11号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

遂行状況及び執行計画書

1 遂行状況

事業区分	事業種目	実施計画 (A)		出来高 (B)		進捗率 (B/A)	残高 (A-B)		備考
		事業量	事業費 (円)	事業量	事業費 (円)		事業量	事業費 (円)	

2 執行計画

(1) 延長後の事業完了予定 年 月 日  
 (2) 実施計画

計 画			年度内実施予定			翌年度実施予定				年度内 概算予定 補助金 (円)	備考
事業量	事業費 (円)	補助金 (円)	事業量	事業費 (円)	補助金 (円)	事業量	事業費 (円)	補助金 (円)	予定期間		
									年 月 ~ 年 月		

注1 事業が年度内に完了する見込みである場合には、「2 執行計画」は記載不要であること。  
 2 「予定期間」は、予定工期を記載すること。







アイヌ農林漁業対策事業消費税等仕入控除税額報告書

番 年 月 号 日

総合振興局長（振興局長）様

住 所  
市(町村)長 ( 氏 名 )  印

年 月 日付け○農務第 号で補助金の交付の決定を受けたアイヌ農林漁業対策事業について、北海道アイヌ農林漁業対策事業実施要領17の(2)のイの規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- |   |                                       |   |   |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額<br>( 年 月 日付け○農務第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額              | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額        | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)                         | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き不要)  
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。  
(1) 消費税及び地方消費税の申告書の写し(税務署受付済のもの)  
(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  
(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)  
(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

※ なお、消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期を記載

確定申告予定時期 年 月

- 6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。  
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。  
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料  
・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料  
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)の写し(税務署受付済のもの)  
・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

